

質疑事項		回答
1	都市施設の範囲について、山ヶ下町となっているが、上香貫ノ洞ではないか。	法務局で公図を確認した結果、「山ヶ下町」となっているため、都市計画の位置の記載は「山ヶ下町」となります。
2	公聴会及び原案縦覧について、清水町の住民も参加できるか。	公聴会及び原案縦覧は清水町の住民の方も参加できます。
3	清水町の用途地域は変更するか。	清水町の用途地域の変更はありません。
4	都市計画決定ができなければ、焼却場の新設はできないのか。	都市計画決定を行った後、施設整備を行うこととしています。
5	都市計画決定は地元の同意が必要か。	都市計画法第16条1項において、「住民の意見を反映させるため、公聴会及び説明会の開催等必要な措置を講じること」としていることから、十分な説明をすることとしています。 最終的な決定は、都市計画審議会の議を経て、県知事と協議を行った後、決定となります。
6	都市計画審議会の委員はどんな人物か。また、委員は沼津市が推薦するのか。	現在委員は15名おり、有識者、市議会議員、公募委員がいます。公募委員については、広報紙やHPで募集し、面接や小論文等で審査し、市で決定します。
7	今回の案件について、都市計画審議会の委員は決定しているのか。また、清水町の住民はいるのか。	沼津市の都市計画審議会のため、沼津市の委員となります。 都市計画審議会は市域全体の都市計画について調査・審議を行うため、個別案件のために委員を任命するものではありません。 現在の委員の任期は令和7年3月31日までとなります。
8	対象地は土砂災害警戒区域に入っているが、解除されているのか。また、土砂災害警戒区域の状態で県からの許可が得られるのか。	県の砂防課と協議を行い、令和8年度までに対策工事を行うことで、土砂災害特別警戒区域を解除することを書面で確認を行っております。 それを踏まえて都市計画決定を行うこととなります。
9	敷地の中央にある現状丘になっている部分について、用途地域の変更に含まれていないが、どのような取扱いとなるのか。	該当箇所については、対策工事完了後、都市計画の変更を行う予定です。
10	住民説明の範囲はどのように決めているのか。沼津市の香貫地区等、隣接する地域の同意はいらぬのか。	今回の住民説明会は、2回開催し、対象者については制限を設けない形としています。また、住民説明会以降についても、公聴会や意見書の提出を行う等、機会を設けていきます。
11	県知事は個人的に今回のことについてどのような態度か。	県知事と直接のやりとりは行っておりませんが、県の担当部局からは丁寧な説明に努めるよう指示を受けております。それを踏まえて、今回の2回の説明会を対象者の制限を設けず、広く実施しております。また、説明会の議事録を公開する等、地域に寄り添った説明に努めていきます。
12	用途地域について、現状施設が建設されているのに、なぜ変更を行うのか。	平成12年に通知された「都市計画法運用指針」において、ごみ焼却場の位置については「工業系の用途地域に設置することが望ましい」と示されているため、変更を行うものです。 また、本施設が適正なごみ処理により、将来にわたり沼津市民及び清水町民の生活環境の維持保全に資するとともに、安定した暮らしを支える重要施設であることから、用途地域については、振動や臭気等の周辺住宅に対する公害への影響に十分に配慮し、本地区を住環境と共存する工業系の地域として位置づけていく必要があるため、それらの要件を満たす準工業地域へ変更するものです。

その他意見・要望等
<ul style="list-style-type: none"> 過去に交わした覚書において、この地域には新たな焼却場を作らないとした。それを反故にして都市計画決定を行うことは、違法性を問われることになると思う。 清水町の南中学校が目の前にあるのに建てる、覚書は反故にする、土砂災害のエリアを変更する、これでは期限が来たからやるように感じてしまう。子供の未来のために、大変だと思うが新しい案も示してほしい。親から見て、あの場所に子供を通わせることをどう思うのか考えてほしい。この状況を写真に撮って世界がみたらどう思うのか。沼津は広く、海や通り抜けの良い場所もある。地元は50年も我慢した。もう少し状況をくみ取ってほしい。